

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和8年7月28日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

手続番号 令和7年第64号

対象土地 徳島市南昭和町五丁目59番
徳島市南昭和町五丁目59番先道、59番先水及び60番先水

手続番号 令和7年第65号

対象土地 徳島市南昭和町五丁目60番
徳島市南昭和町五丁目59番先道、59番先水及び60番先水